

Title	昭和年代始期の財政学の転換過程に於ける若干の疑問：現代財政学の前提段階の回顧
Sub Title	Some questions in theories of public finance in Japan in the period 1925-35
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.8 (1959. 8) ,p.671(1)- 684(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19590801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

太閤検地をめぐる最近の研究動向……………速 水 融(註)

書 評 及 び 紹 介

B・C・ロバーツ著

『労働組合会議——一八六八—一九二二』……………飯 田 鼎(充)

昭和年代始期の 財政学の轉換過程に於ける若干の疑問

——現代財政学の前提段階の回顧——

高 木 寿 一

一、はしがき

近代財政学の主流をなしたものは、ワグナアを中心とするドイツの財政学であった。一九二〇年代初期に、その正統派財政学の到達点を示し、その典型的形態を示したものはエーベルヒ Eberle の財政学(第十八・九版、一九二二年)である。しかるに、一九二〇年代のヨーロッパ資本主義諸国に於ける財政の量的および質的な社会経済的重要性の増大という現実の事実を反映して、資本主義経済の拡大発展期(殊にワグナア以後は帝国主義段階)に形成された既成財政学が提示する理論の現実的妥当性と実践的指導性について次第に疑問を生ぜしめざるを得なくなった(拙著、近代国家財政の理論、九八—一四頁、財政学十五講前編八四—九四頁、一六五—一七二頁参照)。

昭和年代始期の財政学の轉換過程に於ける若干の疑問

近代財政学のこの段階(一九二〇年代—三〇年代)に於て、日本の財政学界に於ては、既成財政学の基本的な諸観念について、いかなる形態で疑問が提出されまたは批判が加えられたか。「大正年代末期から昭和年代の始期に於ける日本の財政学の轉換の過程」を検討することは、現代の日本の財政学の前提段階を示すことにもなると思う。その意味で、この段階に於ける日本の財政学の轉換過程を回顧する論文を、慶応義塾創立百年記念論文集(経済学部)下巻に載せる。一九二〇年代前期(大正年代末期)は、私が財政学を専攻し始めたばかりの時期であって、極く素朴な気持で、先進諸学者の優れた諸著作によって教えられ啓発されて行った時期であった。しかしまた、啓発され教えられるにつれて疑問を持つことも多くなった。その疑問は極めて簡単・素朴な疑問に出發する。しかし、殊に本誌の若い読者に云うが、先進の諸学者の解釈に対して後進者が疑

問を持つことは、たとえそれが極く簡單・素朴なものであるからと云って、決して恥ずるには及ばない。むしろその疑問を育てるべきである。始めに疑問を持つことによって新しい Idea または Group が生れることもなる。既成の学説に対する批判も創造的批判も生れる。それによって学問が前進するのである。私が大正年代末から昭和年代初期に於て、先進諸学者の諸著作によって教えられながら、持たざるを得なかった疑問——極く簡單・素朴な疑問をここに提示する。

大正年代末期——昭和年代初期に日本の財政学書も多いが、正統派財政学の代表的なものは、堀江一博士の「財政学」——小川郷太郎博士の「財政学」(第十一版昭和二年)、「租税論」(第六版昭和二年)——小川博士、汐見博士共著「財政学」(昭和七年)——神戸正雄博士の「財政学要論」(第七版大正十五年)、「財政学大系」(昭和四年)であった。

大正年代末から昭和年代初期(昭和十年まで)に既成財政学の解釈に疑問と批判を提示した代表的な財政学書は、土方成美教授の「財政学の基礎概念」(大正十二年、改訂版大正十三年)——阿部賢一教授の「財政学」(大正十三年、改訂版昭和四年)、「租税の理念とその分配原理」(大正十五年)、「財政学原理」(昭和五年)——大内兵衛教授の「財政学大綱」(上巻昭和五年、中巻昭和六年)——井藤半弥教授の「財政学原理」(昭和六年)、「租税原則学説の構造と生成」(昭和十年)——大畑文七教授の「社会的財政学」(昭和五年)、「租税国

家論」(昭和九年)と「財政学序説」(昭和十四年)などであった。

昭和十一年(一九三六年)以後——一九三〇年代後期に於ける日本の財政学研究は、いずれも前記の正統派財政学の諸著作と、土方・阿部・大内・井藤・大畑諸博士の著作によって学ぶ所が多かったのである。ケインズ理論が日本の財政学に滲透したのは、主として一九四五年(昭和二十年)以後のことである。それ故に、一九二五—一九三五年の時期は、現代の日本の財政学にとって前提段階をなしている。私はその段階に於て先進諸学者の著作を読んだ当時を回顧して、若干の疑問を提出する。

二、財政と国民経済との関係についての疑問

土方教授は「財政の本質を捉へんとせば、その作用 Funktion を観察しなければならぬ」という(「財政学の基礎概念」、一一八頁)。また「今日の営利経済組織のみを以て外界財の移動が遺憾なく行われると考えることは出来ない。此処に於いて、営利経済組織以外の組織たる強制的なる購買力(貨幣価値)の移転に関する組織を必要とするに到る。財政は実に購買力の強制的配分による個人活動の調節を以てその本質とし作用と称することを得る」という(一二一頁)。この購買力(貨幣価値)の強制(統制)配分ということが、土方教授の財政学の基本概念であった。そして土方教授は「財政組織は、営利経済と相並んで独立なる地位を有する財貨の配分組織である」という(一四四頁)。既成財政学の通説となっていた「財

政は国家公共体の経済であり、国家家計(公共家計)である」という解釈に対して、この土方教授の解釈は財政学の研究に出发したばかりの私は考えさせられることが多かった。私は土方教授が財政の作用 Funktion と云われていることは、社会経済現象である財政の「社会経済的機能」という方が適切であろうと考えた。そして財政の社会経済的機能とその歴史的性格(その発展)という課題が長く私の財政学研究の一つの課題となった。その端緒は土方教授の「財政学の基礎概念」を読んだ時に始まることを回顧する。但し財政の本質がその作用或いは機能から求められるかということには疑問を持っている。

土方教授は、この購買力(貨幣価値)の強制的配分を管理する機関は政府(中央または地方)であるという。いま購買力の配分をこの機関として観察する時は、購買力はこの機関の収入として流入し、支出としてこの機関より外部に向かって流出する。支出を営利経済的支出と非営利経済的支出に大別し、次いで収入を営利経済的収入と非営利経済的収入に大別する(一五四—一六二頁)。このことは財政活動が二つの経済的過程——営利経済的過程と非営利経済的過程に於て行なわれることを示している。財政活動の主体である政府——土方教授の謂う購買力の強制(統制)配分を行なう管理機関である政府は、この二つの経済的過程に於て、社会の構成員たる国民(私経済単位)との経済的結合関係を持ち、この二つの経済的過程を通じて財政の機能 Funktion を実現しようとしていることを意味するこ

昭和年代初期の財政学の転換過程に於ける若干の疑問

とになる。財政の社会経済的機能は、交換経済としての国民経済内の過程のみを通じて実現するのではない。財政は国民経済内の一単位であるという解釈が屢々見られることに對する疑問が誘発される端緒となった。

しかるに、昭和十年に刊行された土方博士の「財政学原理」に於ては「自由主義を原則とする国民経済内部に於て、国家権力が直接に行う経済、即ち計画経済を財政と云うのである。かくして財政は国民経済に於ける部分的計画経済である……」と述べている。土方教授が財政は国民経済内部に於ける計画経済であると解釈していることに私は甚だしく失望せざるを得なかったことを回顧する。

阿部教授の財政の本質に関する観念は、大正年代末から昭和年代初期に著しく進展している。「財政学」(大正十三年版)では、財政は国家その他の公共団体が国民経済組織中において一つの経済単位として営む貨幣収支の経済の謂であると云っているが(一一二頁)、財政学改訂版(昭和四年)では、財政とは権力団体によって統制される経済秩序(意思的経済統制の秩序)であるという(一一二頁)。

また「財政学原理」(昭和五年)では、われ等の営む経済生活体をその様式の点から二大別する。中心機関によって意識的に統制される生活体と、中心機関なく各人の分業交換の内に自からを無意識的に保たれる秩序的統制的な生活体がある。われ等が営む社会経済生活の一面に(私経済領域のほか)権力により権力をもって意識的に統制される特殊な区域(領域)がある。これが謂うところの財

政である。財政は政治団体（国家）の経済である。財政は一定社会の上層の現象であり、その土台をなすものは社会経済である。財政は政治団体を通じて行なう支配階級の経済統制である（財政学原理、七一―一頁、四七頁、四八頁参照）。阿部教授のこの解釈を讀んで、私の心の内に潜んでいた疑問が次第に凝結して行ったことを記憶する。社会経済生活に阿部教授の謂う二つの経済秩序——財政の領域と、各人が交換によって結びついている私経済的領域——交換経済的領域がある。しかるに阿部教授は「財政は国民経済内の一単位としての国家の経済である。その特質は主体が権力団体であること、従って強制的経済として純然たる交換に基づく私経済と対立する点に存する」という（七一頁参照）。私は阿部教授のこの章句の示しているところに疑問を持たざるを得なかった。

土方教授は、営利経済組織以外の組織たる強制的な購買力移転に關する組織を必要とし、「財政組織は営利経済と相並んで独立なる地位を有する財貨の配分組織である」という（前掲二頁参照）。阿部教授は二つの経済秩序——財政の領域と私経済的領域があるという。また阿部教授は、財政は社会の上層の現象であり、その土台をなすものは社会経済であるという（財政学原理二頁）。財政活動は社会の上部構造である国家が社会の下部構造——社会経済構造に働きかける一つの形態であろう。財政活動の主体である政府は社会経済生活に於ける二つの領域に於て、いかなる地位を持っているのか。いかなる地位に於て社会の下部構造に働きかける活動を行なうのか。その

した。そして財政主体（財政活動の主体）としての政府は、交換経済的過程と公共経済的過程に於て財政活動を行ない、財政活動に要求される社会経済的機能を実現しようとしているのであると考えるようになった。

ところが、大内教授の「財政学大綱」上巻に、いわゆる「隠れたる経費」について、この部分は資本的計算の範囲外に属するものとして一応「経済外の事象」と見做されているものである」という章句について、私は考えさせられ疑問を持った。隠れたる経費は果して経済外の事象であろうか。それは市場経済外の事象であることは確かであるが（諒解し得るが）、市場経済の事象でなければ、それは「経済外」の事象であると云えるであろうかという疑問であった。その後にも（一九三〇年代に）他の若干の財政学者が大内教授の如く（または大内教授に従って）、隠れたる経費は経済外の事象であるという見解を表明しているが、私はその解釈に同意することができなかつた。私は「隠れたる経費」は市場経済現象ではないが、公共経済関係に於ける経済財の調達（徴収）と処分として経済現象（公共経済現象）であると解釈した。私は市場経済のみが全社会経済を構成するのではないと考えたのである。

井藤半弥教授は、現代社会に於ける代表的財政形態である「租税経済」（租税を主たる財源とする財政生活）は「資本主義経済内に於て国家が営む強制獲得経済である。……租税経済は資本主義の一構成部門をなし、これと不可離の関係を有している」という（租税

昭和年代初期の財政学の轉換過程に於ける若干の疑問

活動は社会経済構造の構成員にいかなる過程を通じて働きかけるのか。財政活動の主体である政府は交換経済としての国民経済内に於ける一単位という地位だけであろうか（註、小川、沙見共著「財政学」では、国民経済は交換経済組織であるが、財政は共同経済組織であるという。同書九頁）。経済社会に於ける財政活動の主体——政府の地位に關する疑問であった。また財政活動の主体（政府）と、その社会構成員である国民との経済的結合関係——結合過程に關する問題であった。私は「現代経済社会の二つの経済秩序——二つの経済的生活の領域は、自由交換関係によって結合して形成する交換経済秩序——交換（市場）経済領域と、国家公共団体の公共権力の行使によって政府と社会構成員たる個人または法人とを強制的に結合することによって形成する強制（公共）経済秩序——公共経済領域とであろう。社会のこの二つの経済生活の領域に於て、財政活動の主体である政府は、交換（市場）経済の領域に於ては一つの経済単位であるが、国民経済内の一単位であるが、公共経済の領域に於てはその社会の構成員である個人または法人に対して経済主体の地位を占めている」と解釈するようになった。大畑文七教授の「租税国家論」（昭和九年）に於て、Staatswirt（国家計主）はEinkaufswirt（単一家計主）とVolkswirt（国民家計主）としての二重の作用を持つという一節を讀んで（同書三六―三七頁）、前者は社会の構成員である私経済単位（個人または法人）に対して一つの経済単位としての地位にあり、後者は経済主体としての地位に在ることを意味するものと解釈

原則学説、一九五頁）。また「租税経済は、私経済が生産した財について、国家が後にその分配に参加する制度であり、資本の私有が行はれる資本主義社会を前提とする。かかる社会では、私経済が財をすべて直接消費に充てないで生産財の形成にこれを充当し資本の蓄積をなすことが、生産を継続するための必須条件である……国家は之に対して社会価値を認めねばならない。これを無視するやうな課税は私経済の生産活動を阻害するものであり、租税経済の土台たる国民経済の発展を妨げる。故にこの関係を無視する租税政策は矛盾政策と云はねばならない」という一節もある（六四―八九頁）。国民経済——現実には具体的には資本主義経済が租税経済の土台であると云うのは私は正しいと思う。しかし、租税経済が資本主義経済を土台としていると云うことは、資本主義経済内に於て営まれ、その一構成部門であるということにはならないと思う。私は租税経済は資本主義経済を土台として——その上に立って（資本主義経済の内）に於てではなく、その土台に（外から内へ）働きかけるものと解釈すべきものと考えた。その働きかけは経済財の強制的な調達と処分を通じて行なわれる。さらにまた経済財の処分によって作出される国家給付を通じて行なわれる（本稿七―八頁参照）。土台の上に立って、土台に働きかけることに於て、「資本主義経済と不可離の関係を持っている」のである。このように解釈しなければ、井藤博士の「財政学の基本概念——強制獲得経済」概念とも矛盾することになるであろうという疑問を持ったのである。ここでも再び、社会経済生

活に於て、交換(市場)経済生活の領域と、強制(公共)経済生活の領域が在ること、また財政主体(政府)がこの二つの経済生活の領域に於て、それぞれ一つの経済単位としての地位と経済主体としての地位を持つという解釈に関連することになる。

経済単位か経済主体かなどという疑問を持つなどは余りに素朴(或いは幼稚)であると思う人があるかも知れない。しかし、私は解釈の混乱または誤謬は屢々極く簡單・素朴なことに基因する場合があると思う。現在に於てもなお財政学書の中には、これらの区別が明確にされていない場合がある(或いは多い)とさえ思っている。

三、「強制獲得経済」概念について

昭和年代初期に井藤半弥教授の「財政学原理」および「租税原則学説の構造と生成」を読んだ当時を回顧すれば、その嚴密・強靱な論理の展開に、率直に云って胸を緊き締められる思いがしたことを記憶する。先進の諸学者によって教えられ啓発されていることを感謝しながらも、井藤教授のこの大著の持つ強い圧力に押し潰されまいとして、後進者としての精神的抵抗が湧いてきたのであった。

井藤教授が正統派財政学に属する諸学者および従来の日本の財政学者の大部分が、財政の基本的要素を明かしていないと云われたことは(財政学原理三三―四頁)、確かに重要な指摘であったと思う。井藤教授は財政学の基本概念を「強制獲得経済」概念であるという。私はこの概念を規定する過程について、疑問を持たざるを得なかつ

た。井藤教授は、経済を欲望充足手段獲得に関する活動および組織の意味に解し、この点では通説に従う。また経済概念の中心をなすものは、財の獲得の活動および組織と解せられることが常態であるという(財政学原理、五〇頁、一二六頁、租税原則学説、一八頁)。経済概念について異説が多いが、その各々をここでは吟味しないという。井藤教授は特に記しては無いがその異説を吟味した上で、いわゆる通説に従い、常態になっているという「経済」概念を採用したのである。

ここで私が疑問としたのは、経済活動は欲望充足手段または財の獲得活動だけであろうか(従ってまたその組織だけであろうか)と云うことである。「財の処分」は経済活動ではないのか。それとも財の処分ということは獲得ということの中に含まれるのであろうか。或いは一つの経済単位の財の処分はそのまま他の経済単位の財の獲得となる(獲得を意味する)と云うのであろうか。井藤教授の嚴密な論理の展開の出発点に於て疑問を感じたのである。

「財政は広義の経済の一種であり、財政現象は経済現象の一形態である。それを基本的に特徴づけるものは「強制」(一方的意思による統制)である」というのは正しいと思う。しかし私は「財の強制的獲得」ばかりでなく、財の強制的(権力的・統制的)処分も、財政概念に含まれるべきではないかという疑問を持った。

井藤教授はその財政概念に従って、実質上その中心を国家収入経済に置くが、財政学では国家の収入経済のほかに支出経済を包摂し

て取り扱うべきであるという見解(反対論)が現われることを予定している。その反対論に対して、支出または経費は、強制獲得経済(実質的には強制収入経済)に積極的または消極的に係わる限り(範囲)に於てのみ、財政学の対象となる。経費の研究は財政学本来の領域に属しないという(財政学原理、六〇頁、七三頁、租税原則学説、三二頁、四四頁)。

「現代国家の経費は貨幣で表現された国家の活動である。また強制獲得経済の典型的形態である租税経済について、現代の社会では租税として徴取されるものは原則として貨幣であるが、貨幣の課徴とすることは間接に貨幣以外の財を徴取することである。貨幣は仲介手段となるにすぎない。故に貨幣の徴取は結局は財の徴取となる」という(租税原則学説、六四―三四頁)。井藤教授はこの考え方(觀念)があるためであろうか、収入の強制調達(原則として貨幣収入の強制調達)と経費の調達、経費の支弁とは同じことであると解せられているのではないかという疑問を持った。「国家経費調達即ち国家収入経済」という字句も見出される。貨幣の課徴(徴取)が間接に(または結局は)貨幣以外の財を徴取することになるためには、その仲介手段である貨幣の処分が行なわれねばならない。貨幣を徴取することは、財に対する支配権を強制獲得することであるが、貨幣を処分してその支配権を行使しなければ貨幣以外の財の調達は実現しない。その貨幣の処分の過程を除いて貨幣の強制調達は財の強制調達を意味すると云うのならば、それは論理の一段階の飛躍では

昭和年代初期の財政学の転換過程に於ける若干の疑問

なからうか。「支出」と「経費」、また「経費支弁」と「経費調達」ということが屢々同じ意味に用いられている(これは井藤教授の著書ばかりでなく、当時の多くの財政学書に見られる)。私はこれらの字句が示す意味の内容は違ふと考へた。「支出」の内容は資金の処分であり、「経費」の内容は財貨・用役または資金であろう。収入調達は「経費支弁」または「経費調達」の準備行程であつて、収入調達がそのまま経費支弁でも経費調達でもない。調達した収入(貨幣)の処分によって経費の支弁または経費の調達となるのだと思う。さらに「経費の支弁」は貨幣収入の処分であり、「経費の調達」は貨幣収入の処分によって経費の内容である財貨・用役を調達することであろう。

経費が移転的経費であるか、または自国の貨幣による対外貨幣債務支払の経費である場合のみ、経費の支弁(貨幣収入の処分)をもって終る。強制調達した収入(貨幣)を支出(処分)して、国内市場または外国市場から財貨および用役を購入することは、その財貨および用役を国家の統制的意思を以て処分するための準備過程である。ここでも社会経済生活に於ける財政と市場経済との交錯状態が現われる。その過程には強制性を持っていないが、その過程を通じて財貨および用役を市場経済から吸収して、国家が強制的(統制的)意思をもって処分(使用または保護)する。財貨・用役および資金を処分することによって国家給付が作出される。井藤教授は、例えばエングリスの学説の批判に於て、一定量の経費を使用することに

七 (六七七)

よって起る利用量の評定をすることは財政学の課題ではなく、社会政策、経済政策等の問題であるという。また「若し財政に於て課税による費用を評量したところ、与えられた経費使用による限界利用を超過することが明かになった場合には」また「財政では経費の与えられた限界利用を超えない範囲内で、最少の費用を以て、その充足手段を調達するのである」と云う章句がある(租税原則学説六三一一三頁参照)。私もその「利用量」を評定することは、財政学の問題ではないと思う。経費の使用によって起るまたは与えられた利用量または限界利用ということは、財貨・用役および資金の処分によって作出し提供する国家給付の利用量、または限界利用である。この国家の強制的(統制的)な財の処分(財貨・用役・資金の処分)がいかなる国家給付を作出するかを研究するのは、財政学の課題であると思う。井藤教授は経費の数量および種類は、収入経済の内容を決定する一要素であるから、収入経済の参考となる意味で収入経済に係わる範囲内に於てのみ、財務行政論上、支出の方面が研究されるべきに止まるという。しかし私は、収入経済に係わるから、財政学の問題になるのではなく、資金の処分、財貨・用役の処分、それ自体として、またその処分によっていかなる国家給付が作出されるかということとそれ自体として、事実認識として、財政学の対象となるのだと考えるようになった。但し井藤教授が屢々云っているように、経費の決定とか評量とか、批判などは財政学の課題ではないというのは正しいと思う。

井藤教授は、自由公債が(任意公債と同じ意味と思う)、強制獲得経済的意義を持つという(租税原則学説、六二一三頁参照)。こゝでも、国家を代表し国家権力を行使する政府(財政主体)がその社会の構成員である私経済的諸単位に対する関係を再び考えざるを得なかった(本稿四頁参照)。自由(任意)公債の発行による収入調達(借入)については、政府は資金の貸手である私経済単位に対して自由交換経済的關係に立つ、政府は公債の発行条件を示すが、その条件は資金の借入が可能であるか否かを考えた上で決定しているの、公債の応募者となる私経済単位の意思を考えずに一方的意思によってその条件を決定しているのではない。若し、資金の貸手となるべき人々の意思に反した発行条件ならば、公債の応募者がなく、借入が実現しない。その発行条件を承認して資金を提供するか否かに強制性はない。自由(任意)公債による収入調達(借入)に於ては自由交換關係に於ける取引であるが、その資金の借入によって、既に債務者となった政府は、債権者である私経済単位と、交換經濟關係とともに公共經濟的關係に立っている。社会經濟生活に於て政府は、社会構成員である私經濟的單位に対して同時に二つの關係と二つの地位を持っている。自由(任意)公債によって資金を借入れる(収入調達)の過程に於ては強制的調達ではない。資金を借入れて債務者となった政府が、私經濟的單位に対して同時に強制的關係を持つ。自由(任意)公債が外国債である場合にも、資金の調達の過程に於ては強制獲得の意義はない。資金を借入れて債務者

となった国家を代表する政府が債権者の意思に反して強制的に支払停止または公債破棄などを行なった実例はあるが、それは自由公債発行による収入調達に於ける条件ではない。国家間の政治的貸付↓政治的債務としての公債の場合にのみ、その資金の調達に強制獲得の意義を持つものと思う。これは井藤教授の自由公債に関する解釈に対する一つの疑問であった。

四、課税諸原則、殊にワグナーの租税原則論

に於ける優先順位の問題

神戸正雄博士は財政学大系(昭和四年)に於て、租税原則、即ち租税設定原則は租税制度を設定するに拠る処の標準であるが、その「諸原則間には順位があるか。順位がありとすればいかなる順位か。順位なしとすれば何によりて取捨すべきか」という(三四六頁)。神戸博士は諸学者の説を検討した後に「要するに各学者各々見る所に従い、原則の間に順位を附し、太しきは唯一原則のみを挙げ又は少くとも他原則をいたく軽視した。併し此は全く誤りで、国家公共全体の利益に最適するが如き方法にて租税制度を成形すべしという絶対不動の最高原則あることを見落したものだ。その諸原則はつまり、この最高原則の下に於ける相対的小原則たるに止まる。何れも多少成形困難であつて、此を以て必ずしも尽されたものとはされない。又すべて時と処によりて必ずしも同一様でなく、その相互の重要又は順位に至つても、時と処によりて必ずしも同一ではない。

昭和年代初期の財政学の転換過程に於ける若干の疑問

全く最高原則の指示に依るのである。その結果として各特定の事情の下に最適なる租税制度は各唯一あるべきものだが、其制度が財政政策的原則に適合し又は国民經濟的の原則に適合し、將に他の原則に適合する度に至つては、固より常に同一ではない。更に此等の小原則は夫の最高原則の発現の方面に過ぎずして、常にその指導に従う。随つて彼等小原則は此大原則に反しない範囲に於てのみ正当であつて、その原則たり得るのは、彼等が恰も之に適合する為めのみである。だから公正原則をもって個人的利益を計るものとするのは固より誤りである。そして又彼等は相互に因果關係を有ち、或は他を進捗し、或は他を制限して、以て此間に調和を保つものであつて、決して各原則の単独の考察を許さない。全く常に最高原則の指導による。随つて各原則は各個としては往々にして絶体には貫徹する事は出来ない……(三四九一五頁)。

註 経費の原則に關して「私の考えでは、経費にも歳入にも他のものに共通して最高の原則となつてゐるのは、国家公共の全体の利益に最適なるが如くに之を定むべしということである」という(一一三頁)。

私はこの神戸博士の租税原則論のこの一節を読んで、卒直に云つて何を把握すべきかに困惑した。租税原則は租税制度を設定するに拠る処の標準である。租税諸原則は国家公共の利益なるものに最も適合すべしという最高原則に対して小原則をなすが、それら相互の重要さ又は順位は時と処によって異なるという。租税原則と謂われ

るいくつかの原則（神戸博士の謂う小原則）は、いわゆる「最高原則」なるものを実現しようとする租税制度の設定標準であるから、時と処によって異なる歴史性があり、また具体的な実践性を持つべきものである。租税原則は合目的な租税政策に関する意思形成の過程に於ける諸条件を示すものであろう。そしていくつかの条件を（租税原則として）提示するのであるから、それらの条件を考慮しようとする（それ等の原則に拠らうとすれば）何等かの順序（序列）がある筈である。その考慮する順序（序列）を示さなければ、実践的指導性ある租税原則論とはならないであらう。私は神戸博士租税原則論から、歴史性あり、実践的指導性ある租税原則論を把握することが出来なかった。

一九三〇年代に於ける小川郷太郎博士と汐見三郎博士の解釈は小川博士の「租税論—租税総論」（大正十一年）一五四—七頁の所論と同一主旨である。「要するに租税は財政上、経済上、社会上の現象なるが故に、これ等の財政上、社会上、経済上の現象に関連して所謂租税の最高原則が発生する。而してこの原則は租税制度を組織する標準となり、また税制改革の目標となるものである」という（小川・汐見共著、財政学、第一版昭和七年、全訂版、昭和十五年、二五五頁）。そして租税原則—第一 国民経済的の原則、第二 社会的の原則、第三 財政的の原則の内容を示して「ここに論ずべきはこれらの原則に優劣ありや否やという問題である」。「思うに国家非常の時に財政政策的原則を第一に置くべきは勿論であるが、平時に於て

は三原則の間に優劣を附するは穩当でない。問題は多数の原則の一端を選ぶと云うのではない。また或る税につき何れの原則に適用しむべきか何れの原則を重しとすべきかと云うのではない。問題は租税の原則は斯くあらねばならぬと云うのである。然し之を以てあらゆる租税に完全に之を望むことは出来ないものである。各種の租税は同一の程度に於てこれらの原則に適用するものではない。立法者としては常に成る可く総べての原則に適合せしめるように留意して税法を立てることが必要ではあるが、若しその不可能なる場合には他の税によって之を補い、以って全体の上に於て租税原則に適合するようにせねばならない」という（同書二五九—六〇頁）。この場合にも、神戸博士の租税原則論とは同様に、小川・汐見両博士の説明から何を把握すべきかに迷った。

大畑文七教授は、課税諸原則の間に矛盾がある場合に、これを「解決すべき最高原則として国家公共の全体利益に最適する原則が考えられる。此は一つの調和の原則である……畢竟するところ相矛盾する原則の一つを臨機応変に取捨選択するに外ならない……實際的事情から云えば広汎なる抽象的理念的諸原則の範囲内に於て具体的歴史的原則が取捨選択されることになる」と云う（「租税國家論、昭和九年、一一〇頁）。私はこの説明によつては、大畑教授は課税原則は「具体的には租税制度および租税政策決定の基礎となる諸条件である」というが（一〇六頁）、その課税原則の現時的・具体的な意味を把握し得ないことを遺憾に思った。

ワグナーの租税原則論は近代財政学の最も代表的な租税原則論である。大内教授は「財政学大綱」中巻（昭和六年）に於て批判して云う。ワグナーが課税の最高原則と云っているものは、相互矛盾を含んでいるが、それらをいかにして具体的場合に適用し得ようか、唯、一つの租税について適合し難いこの原則を、多数の租税に試みそれを組み合せると、そこに調和のとれた一つの公平な税制が生れる！ 何と實際的な理論であることよ！ そして彼は平然として曰う「租税の原則の価値はその實際に於ける実現性によつて定まると」（三四五—六頁）。

「財政学大綱」中巻のこの一節は最も考えさせられた課題の一つであった。ここでも大内教授の所論についても満足することができなかった。アダム・スミスの租税原則にせよ、ワグナーの租税原則にせよ、決して完全なものではない。しかし、ワグナーが提示している租税諸原則の持つ意味を検討しても、対立または並列的に示され得るだけで、全く何等の有機的結合も持ち得ないものであろうか。ワグナーは財政政策的原則の要求に最優先順位を与えている。そこにワグナーの租税原則論の歴史的性格——資本主義経済の拡大発展期、殊に帝国主義への移行段階に於ける租税原則論であるという歴史的性格が示されることにもなるのではないか。「財政学に於いても批判は一つの学問の方法である」（「財政学大綱、上巻三二頁）。ワグナーの租税原則に対する大内教授の批判は確かに傾聴すべきものとして読んだが、その批判の次に来るもの——創造的批判として

大内教授自身の租税原則論はいかなるものであるかが提示されることを期待した。しかし大内教授自身の租税原則論を知ることができないのを残念に思った。それとも租税原則などは租税論の課題ではないのであろうか。大内教授も左様には云われないのであろう。例えばスミスおよびワグナーの租税原則論は確かに不完全である。然らば租税原則論の内容をなしている諸原則はいかに整理すべきであらうか。

一九二〇年代から三〇年代に、この課税諸原則の優先順位の問題について具体的内容のある解答を与えようとしたのは、井藤博士（たゞ独り）であったことに私は敬意を表するものである。租税原則論の代表的なものとしてワグナーの租税原則論を検討する。

井藤教授は「ワグナーの社会政策的租税なるものは事実上存在しないのみならず……理論上徹底的に遂行し得ない限度がある……租税経済の本質に矛盾する」という（「財政学原理三六九頁、租税原則学説二二六頁参照）。この解釈を読んで特に注意をひかれた。資本主義経済秩序を前提とする場合に社会政策的課税なるものに限度があり、始めから徹底的に遂行しようとはしてはいないのではないか。それが社会政策、殊にワグナーの段階に於ける社会政策なるものを持つた性格ではないか。井藤教授はワグナーの社会政策的租税を事実上に於ても否定する。従つて、ワグナーの財政学説を社会政策的財政学説と特徴づける人が多いが、それは内容がないことになる。その後、私はワグナーの財政学の歴史的性格の基本的な特徴を社会政策

的財政学であるとするのは誤りであると考えようになつた。その基本的な歴史的性格は、帝国主義的財政学説であつて、社会政策的財政学説というのは派生的、附随的特徴であると考えようになつた。これはワグナーの課税諸原則の優先順位の問題にも関連する。

井藤教授は、ワグナーが謂う租税行政上の原則という技術的の原則を、財政政策的原則に包摂される原則と解釈するか、又はエーヘベルグの如くにこれを問題外に置くとしても、他の三原則が各々優位を争ふことになるという。井藤教授は国民経済上の大原則に属する二原則（正しい税源の選択、正しい税種の選択）は、その性質上、財政政策上の原則および公正の原則のいずれかに包摂される——「正しい税源の選択」は財政政策的原則に、「正しい税種の選択」は公正の原則に包摂されると解釈するから、ワグナーの提示した租税原則を整理して、その優先順位が問題となるのは、財政政策的原則と公正の原則のみであるという（租税原則学説三五八—九頁、三六三頁参照）。

私はこの二つの問題に關する井藤教授の解釈について教えられる所が極めて多かつたが、また疑問を持たざるを得なかつた。

「公正」の問題は、或る歴史的段階に於ける具体的な租税政策の決定に対しては、所与の前提をなすものである。その公正の意味が歴史的相対的なものであることは、ワグナーも認めている。社会の歴史的發展の或る一定の段階に於いて、何が公正の内容をなすかということは、井藤教授のことばで云えば、社会経済的關係（資本主

義経済秩序）と、国家観によって規定される。資本主義経済秩序を形成する経済的諸勢力と、経済外的な思想的勢力である国家観とによつて——その経済的社會勢力と、経済外的（思想的）社會勢力とによる社会的支配關係を表現（反映）し、政治形態と、行政機構を通じて具体的な租税政策の決定についての与えられた前提となる。

ワグナーの財政学は、第十九世紀の第四半期に現われたが、それは資本主義経済の独占資本主義↓帝国主義段階の初期であつた。ワグナーも課税の公正と云うことは、歴史的なもので、ただ近代的意思に於ては、普通の平等を意味するといふ。その段階に於ては社會の支配的勢力となつた資本主義的經濟勢力の要求と、經濟外的思想的勢力の要求（デモクラシーの要求↓課税の平等）とは次第に分離して行くようになってゐる。ワグナーのいう課税の公正の要求↓平等の要求は、資本主義經濟的發展の結果として、独占資本主義↓それを内容とする帝国主義の段階に進むにつれてデモクラシーの要求と次第に分離するようになった。即ちデモクラシーの要求である社會的「平等犧牲」の要求よりも、資本主義的（独占資本主義的↓帝国主義的）最少犧牲の要求が優位に立つことになる。ワグナーの財政学説↓租税原則論はそのような資本主義社會の歴史的段階を反映している。それがワグナーの財政学↓租税原則論の歴史的性質を規定している。

井藤教授は、ワグナーの租税原則に於ける国民經濟的の原則を、財政政策的原則と公正原則に包摂されるものとして、財政政策的原則

と、公正原則とについて優先順位を論じているが、私はこの解釈について疑問を持った。私は公正原則の要求は前記のように、租税政策の決定の前提であると思う。また、ワグナーの社会政策的課税の要求は、その公正原則の内に現われているが、これは後記のように国民經濟的の原則に包摂されるものと思う。

従つて、私はワグナーの提示した租税原則に關する優先順位の問題は、財政政策的原則と国民經濟的の原則の優先順位の問題であると判断した。

ワグナーは財政は有形財、殊に貨幣を調達して、主として無形財（公共施設—用役給付）を作出する——有形財を無形財に転換する。この無形財は、国民經濟全体にとつても、すべての個人の私經濟的行為にとつても不可欠なものであるから、国民經濟的意義に於て極めて生産的なものと認むべきであると云つて、その国家給付を作出する國家經費の生産性を認める。ワグナーの歴史的段階では、國民經濟的意義に於てと云うのは、資本主義的——帝國主義的生產性を持つ——資本主義經濟の帝國主義的發展を促進するに積極的の役立つことを意味している。ワグナーは國民的發展的欲求と予防主義を根拠として軍事費の増大——軍事費を根幹とする國家經費の膨脹を是認する。

ワグナーの租税原則論に於ける財政政策的原則は、この軍事費を根拠として膨脹して行く國家經費の必要に對して「充分に」、「可動的（彈力的）に」、租税収入を調達することを要求する。ワグナーは

この財政政策的原則に最優先順位を置いている。國民經濟的の原則は税源と税種の選択を誤らずに、資本主義經濟的發展を妨げないことを要求している。ワグナーの社会政策的租税政策の要求は、資本主義社會的發展の過程に於て生ずる經濟的・社會的弊害を除去したは緩和して、資本主義經濟社會的發展を円滑にする（妨げない）ようにする要求である。ワグナーは若し社會（具體的には資本主義社會）の内部からの崩壊を避けようとするれば社會的財政政策——社會的租税政策は必至であり妥当であると強調する。

従つて私はワグナーが提示した租税原則の優先順位の問題に關して、井藤教授の解釈とは異なつて、財政政策的原則と國民經濟的の原則に關する問題であると考えた。ワグナーが國家經費の資本主義經濟的生產性を認める根本觀念からみて、財政政策的原則に優位を認める。その積極的な役割の實現を出来る限り妨げないようにする消極的な役割に於て、國民經濟的の原則が示す要求は財政政策的原則が示す要求の下位に在るものと認むべきであると思う。また國民經濟（資本主義經濟）的發展を妨げないように經濟的・社會的摩擦または弊害を除去する一つの手段として、社会政策的租税の役割があるものと思う。従つてワグナーのいう社会政策的租税政策の要求に關する限りに於ては、それは國民經濟的の原則の要求に包含してよいものと思う。私は井藤教授の解釈のようにワグナーの國民經濟的の原則の「正しい税種の選択」を公正の原則に包摂すべきものとしないうで、逆に、公正の原則に含まれる社会政策的課税の要求を國民經濟的原

則に包摂さるべきものと考えたのである(ワグナアが歴史的相対的なものだという課税の普遍・平等の要求を内容とする公正の原則なるものは、租税政策の決定にとっての前提であって、課税諸原則の優先順位の問題にならない)。そして、税務行政上の原則は、租税収入の調達のために、いかなる税源と結びつけようとするか。従っていかなる形態の租税(税種)を通じて結びつけようとするか、その税源と税種の選択によって租税徴収に於ける犠牲を最少ならしめようとする技術的条件を示しているものと解釈するようになった。

大正年代末から昭和年代初期にかけて、先進諸学者の著作によって教えられて行った過程に於て生じた疑問は、ここに提示した三つの課題のみではない。なおいくつかの疑問があった。しかし、この三つの課題ですらも、一九五〇年代の財政学に於て完全に理解されているとは断言し得ない。

五、ケインズ理論導入の径路について

昭和年代初期の前記の先進諸学者の著作に続いて、一九三〇年代後期から四〇年代にかけて刊行された財政学書で、特に私が興味をもって読んだのは、安藤春夫著「国家経済と公債経済」(昭和十一年)、島恭彦著「近世租税思想史」(昭和十三年)、青木得三・山口忠夫共著「国家経済と国民経済」(昭和十六年)、松野賢吾著「租税転嫁論」(昭和十八年)、永田清著「現代財政学の理論」(昭和十二年)および「財政学の展開」(昭和十七年)などであった。これらの

諸著作のうちでも、殊に安藤教授の公債負担転嫁論、青木博士・山口教授の国家経費の理論的分析、松野教授の租税転嫁動態理論、島教授の近世初期に於ける英仏の租税思想の発展などの優れた研究によって教えられる所が多かった。永田教授は「財政の本質は配置概念である」という(財政学の展開、一一頁)。

これらの諸書に提示されている課題は、現在の財政学研究者も関心を持つべきものであるが、現代財政学の前提段階の回顧として特に記して置かなければならないと思うことは、ケインズの「雇用・利子・貨幣の一般理論」(一九三六年)の新しい理論の影響が、いかなる径路を通じて、いかなる形態で、日本の財政学にも最も早く現われたかと云うことである。前記の諸著作に於ては、ケインズの「一般理論」およびハンセンの「財政政策と景気循環」(一九四一年)は引用されていない。ところが、ケインズの「一般理論」を採り入れているドイツの Zachmann, Volkswirtschaftliche Theorie des Staatskredits(1938)が、永田教授の「財政学の展開」(第十二章、公債論の三つの型)に引用されている。そこでケインズの「一般理論」の影響が日本の財政学書に最も早く現われたのは、(一)直接にケインズからではなく、また(二)ハンセンを通じてではなく、(三)ドイツのツアハマンの公債論を通じてであったということになる。

(昭和年代初期の日本の財政学の転換過程の回顧について、詳しくは、前記、慶応義塾創立百年記念論文集「日本に於ける経済学の百年の歩み」下巻に所載の拙稿を参照されたい。)

Liberi homines, centena et centenarius. (一)

宇 尾 野 久

十九世紀の自由思想の産物としての Hundertschaft の古典理論に対して国制史の上で著しい転換が起っていることはすでにくりかえし紹介されてきた。そのような古典学説批判の契機となった

ルマン部族法典の自由人 (ingenius—der gewöhnliche Freie oder Vollfreie) から区別されるカロリング時代のいわゆる国王自由人 (Königsfreien) については liberi homines, franci, franci homines, bargildi, arimanni 等の名称でカロリング時代の勅令 (Capitularia) その他の記録に屢々みうけられる。しかし之等の自由人はいわゆる王料地 (Hsci, Fiskalland) のみでなく、カロリング時代の国王都市 (Königsburgen) での mercatores regis (国王商人) と同じ国王の庇護 (Königsmant) のもとで Muntmann (Munting) の書状による特権を与えられていた。国王商人はそのような庇護に対して定期的な貢納を国庫に納めねばならなかった。しかし burgus (civitas) regni に接続した mercatores regis の住み Wik 内の共同体 (coniuratio) 形成によって Liberi homines, centena et centenarius

いはカロリング期においては何も述べ得ない。之等の国王商人は自由人として、伯またはヴィク伯の高級裁判に服していた。

A. Dopsch, H. Dannenbauer, W. Schlesinger, F. Steinbach, Th. Mayer, K. Verheine 等によって私的文獻の *livellari* と区別された liberi homines (bargildi, arimanni) の最初の条件とみなされている王料地居住の範圍は、若し H. Planitz が正しいとするように mercatores regis が liberi homines の広義のカテゴリーに含まれるとすると、王の curtis (Hof) や境界地または開墾地のみならず、国王の都市にも拡大されねばならない。

第二に右の条件が成立すると H. Dannenbauer がカロリング時代の軍制に関連して扱った liberi homines (Königsfreien) の史的意義はここに著しい制約を被ることになる。なぜならこれらの mercatores regis は一般に軍事奉仕の義務を負わず、上述の定期貢納は王の保護特権に対するもので、軍役免除の対価ではな